

標準旅行業約款 (募集型企画旅行契約)

観光庁・消費者庁告示第1号 (令和2年4月1日から適用)

第1章 総則

- (適用範囲)
- 第1条 当社が旅行者と之间締結する募集型企画旅行に関する契約 (以下「募集型企画旅行契約」といいます)とは、この約款の定めるところにより、この約款に定められた事項について、法令上一般に定められた権利と義務を有するものとします。
- 第2条 当社は、前条の約款に、かつ、旅行者の不利にならない範囲で附則により特約を結んだときは、前条の規定にかかわらず、その特約優先とします。
- (用語の定義)
- 第3条 当社の約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運賃又は宿泊料のサービスの内容並びに旅行者が支払うべき旅行代金の額をあらかじめ旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
- この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- この中で「運賃保証」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社が提供して販売する会社が提携するクレジットカード会社 (以下「提携会社」といいます) のカード会員として募集型企画旅行契約を締結し、提携会社から旅行者に代わって旅行代金を受けて運賃保証する募集型企画旅行契約であること、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行代金に基づき旅行者に代わって運賃保証を行う権利を有する募集型企画旅行契約をいいます。
- 第4条 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づき旅行代金その他支払戻金を受け取るべき日とします。
- (契約の内容)
- 第5条 当社が、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社が定める旅行日程について、運賃・宿泊機関等の運賃・運送・宿泊その他の旅行に関するサービス (以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅行を管理することを手配責任者 (以下「手配責任者」といいます)とします。
- 第6条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者を、手配を委託して行うその他の補助者に代行させることがあります。

第2章 契約の締結

- (契約の申込み)
- 第7条 当社に募集型企画旅行契約の申込みを行う旅行者は、当社が定める申込み書 (以下「申込み書」といいます) に所定の事項を入力の上、当社が定める金額の申込みととも、当社に提出しなければなりません。
- 第8条 申込書の提出が完了した場合は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行日程、旅行代金その他の申込み書 (以下「申込み書」といいます) を当社に提出しなくてもよいものとします。
- 第9条 旅行の申込みは、旅行代金又は取付金もしくは運賃の一部として取り扱います。
- 第10条 募集型企画旅行の参加に際し、特別に必要と認める旅行者は、契約の申込時に申し出ることができる。ただし、募集型企画旅行の参加に際し、特別に必要と認める旅行者は、契約の申込時に申し出ることができる。
- 第11条 前項の申込みに基づき、当社が旅行者のために必要と認められる費用は、旅行者の負担とする。
- (電話予約による予約)
- 第12条 電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による募集型企画旅行契約の申込みを受け付ける。この場合、予約の申込は当該募集型企画旅行の申込みの申込みを、旅行代金の額を通知した上で、当社が定める期日に、前条第1項又は第2項の期日をもって、当社に申込みと申込み書を送付又は会員番号等を通知しなければなりません。
- 第13条 前項の場合において、申込み書と申込み書が揃ったときは、募集型企画旅行契約の締結の申込は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- 第14条 旅行者が第1項の期間内に申込みを提出しない場合は、募集型企画旅行契約の申込みは、当社が、予約がなかったものと取り扱います。
- (契約の締結の拒否)
- 第15条 当社は、次に掲げる場合にあっては、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 申込み書が当社に明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。
 - (2) 応募旅行者が募集予定に達したとき。
 - (3) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - (4) 運賃保証が募集型企画旅行契約の履行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 旅行者が、旅行代金等の必要と認められる費用の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
 - (6) 旅行者が、旅行代金等の必要と認められる費用の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
 - (7) 旅行者が、旅行代金等の必要と認められる費用の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
 - (8) 旅行者が、旅行代金等の必要と認められる費用の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

第3章 契約の変更

- (契約内容の変更)
- 第16条 旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。
- 第17条 当社は、次に掲げる場合にあっては、旅行代金の額を当社が定める方法により変更し、又は減少することができます。
- (1) 前項の場合において、手配状況の確保を希望する旅行者の都合が揃ったときは、確定書面の交付前であっても、当社は前述のとおり旅行者に回答します。
- 第18条 前項の場合において、手配状況の確保を希望する旅行者の都合が揃ったときは、確定書面の交付前であっても、当社は前述のとおり旅行者に回答します。
- 第19条 前項の場合において、手配状況の確保を希望する旅行者の都合が揃ったときは、確定書面の交付前であっても、当社は前述のとおり旅行者に回答します。
- (契約内容の変更)
- 第20条 当社は、次に掲げる場合にあっては、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 申込み書が当社に明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。
 - (2) 応募旅行者が募集予定に達したとき。
 - (3) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - (4) 運賃保証が募集型企画旅行契約の履行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 旅行者が、旅行代金等の必要と認められる費用の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
 - (6) 旅行者が、旅行代金等の必要と認められる費用の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
 - (7) 旅行者が、旅行代金等の必要と認められる費用の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
 - (8) 旅行者が、旅行代金等の必要と認められる費用の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

第4章 契約の解除

- (旅行業者の解除権)
- 第21条 旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。
- 第22条 当社は、次に掲げる場合にあっては、旅行代金の額を当社が定める方法により変更し、又は減少することができます。
- (1) 前項の場合において、手配状況の確保を希望する旅行者の都合が揃ったときは、確定書面の交付前であっても、当社は前述のとおり旅行者に回答します。
- 第23条 前項の場合において、手配状況の確保を希望する旅行者の都合が揃ったときは、確定書面の交付前であっても、当社は前述のとおり旅行者に回答します。
- (旅行業者の解除権)
- 第24条 当社は、次に掲げる場合にあっては、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 申込み書が当社に明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。
 - (2) 応募旅行者が募集予定に達したとき。
 - (3) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - (4) 運賃保証が募集型企画旅行契約の履行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 旅行者が、旅行代金等の必要と認められる費用の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
 - (6) 旅行者が、旅行代金等の必要と認められる費用の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
 - (7) 旅行者が、旅行代金等の必要と認められる費用の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
 - (8) 旅行者が、旅行代金等の必要と認められる費用の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

- 代金に15%以上の当社が定める率を乗じた額をもつて限度とします。また、旅行者は1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- 第25条 当社は、第1項の規定に基づき変更補償金を支払った後、当該変更について当社に第27条第1項の規定に基づく責任が生じることとなる場合は、旅行者は、旅行者の募集型企画旅行に必要と認められる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、前項の規定に基づき支払うべき変更補償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺して残額を支払います。
- 第26条 旅行者は、旅行代金又は運賃により旅行代金を支払ったときは、当該旅行代金、運賃を賠償しなくてはなりません。
- 第27条 旅行者は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の履行に支障を及ぼすよう努めなければならないものとします。
- 第28条 旅行者は、旅行開始後において、旅行開始前に記載された旅行サービスは円滑に受け取り、万一旅行開始の際に異なる旅行サービスが提供されたときも、旅行者は、旅行者の募集型企画旅行に必要と認められる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、前項の規定に基づき支払うべき変更補償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺して残額を支払います。

第5章 弁済業務保証金 (旅行業協会の保証社員である場合)

- (弁済業務保証金)
- 第29条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会 (東京都港区赤坂4丁目2番19番赤坂キャスタービル) の保証社員となっております。
- 第30条 当社が募集型企画旅行の締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権 (以下、「債権」といいます)を、旅行業協会が保証した旅行業協会の保証社員に委任し、当該保証社員が旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の履行に支障を及ぼすよう努めなければならないものとします。
- 第31条 旅行者は、旅行開始後において、旅行開始前に記載された旅行サービスは円滑に受け取り、万一旅行開始の際に異なる旅行サービスが提供されたときも、旅行者は、旅行者の募集型企画旅行に必要と認められる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、前項の規定に基づき支払うべき変更補償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺して残額を支払います。

別表第1 取消料 (第16条第1項関係)

1 国内旅行に係る取消料	
区分	取消料
(1) 次項以外の募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20日以内 (日帰り旅行にあつては10日以内)に当たる日以降に解除する場合 (日帰り旅行にあつては10日以内に解除する場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以内に当たる日以降に解除する場合 (いづれにともなう前日に解除する場合を除く。)	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合 (ハにに掲げる場合を除く。)	旅行代金の40%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合 (ホに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(2) 貨物航空機を利用する募集型企画旅行契約	当該航空機に係る取消料の規程によりします。
備考(1)取消料の金額は、契約書面に明示します。 (2)本表の適用に当たって「旅行開始」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

2 海外旅行に係る取消料	
区分	取消料
(1) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約 (次項に掲げる旅行契約を除く。)	
イ 旅行開始日が一週間以内の旅行である場合であつて、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30日以内(日帰り旅行にあつては15日以内)に当たる日以降に解除する場合 (ロに掲げる場合を除く。)	旅行代金の10%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日以内(日帰り旅行にあつては10日以内)に当たる日以降に解除する場合 (ハに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合 (ハにに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日以内(日帰り旅行にあつては10日以内)に当たる日以降に解除する場合 (ハに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(2) 貨物航空機を利用する募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日以内(日帰り旅行にあつては45日以内)に当たる日以降に解除する場合 (ロに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日以内(日帰り旅行にあつては15日以内)に当たる日以降に解除する場合 (ハに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合 (ハに掲げる場合を除く。)	旅行代金の80%以内
ニ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日以内(日帰り旅行にあつては10日以内)に当たる日以降に解除する場合 (ハに掲げる場合を除く。)	旅行代金の100%以内
(3) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規程によりします。
注「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。	
備考(1)取消料の金額は、契約書面に明示します。 (2)本表の適用に当たって「旅行開始」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。	

別表第2 変更補償金 (第29条第1項関係)

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたり率 (%)	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載された旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0	
2 契約書面に記載された入場する観光地又は観光設備のリストアップを怠らなすこと。その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0	
3 契約書面に記載された運賃機関等の等級及び設備のより低い料金のものへの変更 (変更等級の等級及び設備の料金の合計が契約書面に記載された等級及び設備のそれと同じ場合に限ります)	1.0	2.0	
4 契約書面に記載された運賃機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0	
5 契約書面に記載された本邦内の旅行開始地または空港又は旅行終了地の空港の異なる便への変更			2.0
6 契約書面に記載された本邦内と本邦外の間に掲げる直行便の変更又は経由便への変更			2.0
7 契約書面に記載された宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0	
8 契約書面に記載された宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0	
9 前号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・アクティビティに記載がある事項の変更	2.5	5.0	
注1「旅行開始」とは、当該変更によって旅行開始日の前日に旅行者に通知した時刻をいいます。 注2 確定書面が交付された場合は、「契約書面」とあるを「確定書面」と読み替へるものとします。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との差異は確定書面の記載内容と実態に提供された旅行サービスの内容及び変更が主たるときは、それ等の変更について1件として取り扱います。 注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運賃機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。 注4 第4号に掲げる運賃機関の会社名の変更については、等級又は設備が高いものである場合であっても、1乗車料又は1泊につき1件として取り扱います。 注5 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によりします。			

一般社団法人
全国旅行業協会 保証社員
株式会社 富山市民プラザ
富山県知事登録旅行業 第3-312号